

入札参加業者 各位

能登町長 持 木 一 茂

郵送による入札参加について

新型コロナウイルスによる感染拡大防止を図るため、国は令和 2 年 4 月 1 6 日付けを以て「緊急事態宣言」を全国に拡大する措置を執りました。

このことを受け、能登町では、能登町競争入札心得第 4 条第 3 項の規定（入札書の郵送）について、当面の間、下記のとおり柔軟な対応を執ることとします。

郵送による入札参加を希望される方は、下記の手順により書留郵便による郵送をお願いいたします。

《郵送による入札参加手順》

- 1 入札日の前日（午後 5 時まで）必着にて、能登町企画財政課まで下記①～③の必要書類を「書留郵便」にて郵送する。

①「郵送による入札参加申込書兼誓約書」

※新型コロナウイルスによる感染拡大予防を図ることを理由とする場合は、能登町による書面同意は、必要としないこととする。（書面同意の省略）

※日付は、郵送する日付を記載してください。

②「入札書」

※日付は、入札（開札）日の日付を記載してください。

※契約締結権を有する方の記名押印のみで可とする。

※委任状は不要であり、代理人の記名押印も必要としない。

③「見積内訳書」

※建設工事の場合は、必ず提出（同封）すること。建設工事以外については、任意とします。

◆共通留意事項

※1 1 案件あたりにつき、二重封筒とし、表封筒には入札書在中と朱書し、入札件名を記載してください。中封筒には従来どおり入札件名及び入札日を記載のうえ、上記①～③の必要書類を同封してください。注）封筒には商号又は名称の表記が必要です。

※2 必要書類が入札日の前日までに到達しない場合は、無断欠席として処理する。

※3 郵送対象者が落札した場合においては、落札した旨の連絡を町から口頭にて通知することとし、書面での通知は行わない。

※4 「くじ引き」となった場合は、能登町競争入札心得第 11 条第 2 項の規定により、入札事務に関係のない町職員にくじを引かせることとする。

※5 「再度入札」となった場合は、落札決定を保留し、追って連絡をします。

※6 上記のほか、能登町財務規則及び能登町競争入札心得の規定に基づき入札を執行します。

(参考)

当町では、新型コロナウイルスによる感染予防を図るため、従来の入札会場を「2F大集会場」へ移すとともに、会場では十分な換気を行いつつ、応札者同士が接触することのないよう、必要な対策（密閉・密集・密接の回避）を講じたうえで、入札を執行しております。